

京都市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（平成21年3月26日京都市条例第57号）（文化市民局市民生活部人権文化推進課）

コミュニティセンターを様々な行政課題に対応した施設に転用することとし、次のとおり、平成21年度に相談事業を廃止して、暫定的に貸館事業を実施するなどの見直しを行い、平成22年度末をもってコミュニティセンターを廃止することとしました。

#### 1 平成21年度における主な見直し

- (1) 豊かな地域社会の形成のための市民相互の間の交流及びコミュニティ活動を振興することを設置の目的とします。
- (2) 市民相互の交流及びコミュニティ活動を振興するための施設の提供を主たる事業とするとともに、相談事業（市民の日常生活に関する相談）、教養講座等を実施しないこととします。
- (3) 屋内体育施設のうち、地域体育館に転用が可能な7箇所について、京都市地域体育館条例を改正し、地域体育館として位置付けて、日曜日等における開館及び施設の使用の有料化を実施するとともに、学習施設を廃止することとします。
- (4) 本館及び福祉センターの開所日を平日のみとするなど、開所日及び開所時間を変更して運営を縮小することとします。

#### 2 コミュニティセンターの廃止

平成22年度末をもって廃止することとします。

この条例は、平成21年4月1日から施行することとしました。

京都市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年3月26日

京都市長 門川大作

京都市条例第57号

京都市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

京都市コミュニティセンター条例の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「人権文化が息づくまちづくり」を「豊かな地域社会の形成」に改め、「人権が尊重される豊かな地域社会の実現に寄与する」を削り、同条第3項を次のように改める。

3 コミュニティセンター（京都市楽只鷹峯コミュニティセンター、京都市岡崎コミュニティセンター、京都市中唐戸コミュニティセンター、京都市山ノ本コミュニティセンター及び京都市上花田コミュニティセンターを除く。）に福祉センターを、京都市楽只コミュニティセンター及び京都市崇仁コミュニティセンターに資料展示施設を、京都市改進黨コミュニティセンターに運動広場を置く。

第1条第4項中「前項に掲げる施設」を「福祉センター、資料展示施設及び運動広場」に改める。

第2条第2号から第5号までを削り、同条第6号中「前各号」を「前号」に改め、同号を同条第2号とする。

第4条を次のように改める。

(使用の許可)

第4条 次に掲げるものは、市長の許可を受けなければならない。

(1) コミュニティセンター（福祉センター、資料展示施設及び運動広場を除く。）を

使用しようとするもの

(2) 福祉センター又は運動広場の全部又は一部を占有して使用しようとするもの  
附則に次の1項を加える。

(この条例の失効)

5 この条例は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第1条関係）

区	分	位 置
京都市楽只コミュニティセンター	福祉センター	京都市北区紫野北花ノ坊町42番地の1
	資料展示施設	京都市北区紫野花ノ坊町23番地の1
京都市錦林コミュニティセンター	福祉センター	京都市左京区鹿ヶ谷高岸町3番地の2
京都市養正コミュニティセンター	福祉センター	京都市左京区田中馬場町20番地
京都市壬生コミュニティセンター	福祉センター	京都市中京区西ノ京新建町12番地の4
京都市三条コミュニティセンター	福祉センター	京都市東山区三条通大橋東入3丁目下る 教業町676番地
京都市崇仁コミュニティセンター	第1福祉センター	京都市下京区西之町111番地
	第2福祉センター	京都市下京区下之町56番地
	第3福祉センター	京都市下京区小稲荷町4番地
	第5福祉センター	京都市下京区郷之町75番地の1
	資料展示施設	京都市下京区下之町6番地の3
京都市吉祥院コミュニティセンター	福祉センター	京都市南区吉祥院砂ノ町45番地
京都市久世コミュニティセンター	福祉センター	京都市南区久世大築町61番地
京都市辰巳コミュニティセンター	福祉センター	京都市伏見区醍醐外山街道町24番地の4
京都市改進黨コミュニティセンター	第1福祉センター	京都市伏見区竹田醍醐田町41番地
	第2福祉センター	京都市伏見区深草加賀屋敷町24番地の13
	運動広場	京都市伏見区竹田藁屋町300番地の2

別表第3（第3条関係）

区 分	開 所 時 間	休 所 日
福祉センター以外の施設	午前9時から午後9時までの間において、別に定める。	日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、同月3日、12月29日から同月31日まで及び別に定める日
福 祉 セ ン タ ー	午前9時から午後4時30分まで	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成23年4月1日から施行する。

（関係条例の一部改正）

- 2 重要な公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

別表社会福祉関連施設の項中「，コミュニティセンター」を削る。

（文化市民局市民生活部人権文化推進課）